

熊本県公報

第 1 1 1 2 2 号
平成 16 年 5 月 21 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○ 社会福祉施設等の設置等に係る事前協議書の提出に関する要項の一部を改正する要項……………(生活保護・援護課)	1
○ 保護施設等の設置等に係る事前協議書の提出に関する要項……………(")	1
○ 指定居宅サービス事業所の指定……………(介護保険課)	2
○ "……………(")	2
○ 公有水面埋立免許……………(漁港課)	3
○ 指定居宅サービス事業所に係る変更の届出……………(介護保険課)	4
○ 指定居宅サービス事業所の指定……………(")	4
○ "……………(")	4
○ "……………(")	4
○ 身体障害者福祉法による、指定居宅支援事業者の変更……………(精神保健福祉課)	5
○ 知的障害者福祉法による、指定居宅支援事業者の変更……………(")	5
○ 児童福祉法による、指定居宅支援事業者の変更……………(")	5
○ 指定居宅サービス事業所の指定……………(介護保険課)	5
○ 道路の供用開始……………(道路総務課)	5
○ 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……………(交通安全・青少年課)	6
○ 平成 16 年 6 月熊本県議会定例会の招集……………(財政課)	6
公 告	
○ 土地改良区の定款変更認可……………(農村計画課)	6
○ 開発行為に関する工事の完了……………(建築課)	6
○ "……………(")	7
○ "……………(")	7
○ "……………(")	7
○ 熊本県立大学清掃業務委託に係る落札者等の決定……………(私学文書課)	7
○ 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課)	8
登 載 依 頼	
○ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令における決定……………(警察本部)	8

告 示

熊本県告示第 535 号

社会福祉施設等の設置等に係る事前協議書の提出に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 16 年 5 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

社会福祉施設等の設置等に係る事前協議書の提出に関する要項の一部を改正する要項

社会福祉施設等の設置等に係る事前協議書の提出に関する要項の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、救護施設」を削る。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第 536 号

保護施設等の設置等に係る事前協議書の提出に関する要項を次のように定める。

平成 16 年 5 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

保護施設等の設置等に係る事前協議書の提出に関する要項